

令和3年度議会報告・意見交換会 開催要領 (案)

1 趣旨

飯田市自治基本条例に規定されている、「開かれた議会運営」また「議会への市民参加の推進」を果たすための取組と位置付け、議会報告・意見交換会を起点に市民の声を政策づくりに反映できるように取り組むことを目的とする。

2 主催／共催 飯田市議会／各地区まちづくり委員会

3 開催時期 10月5日(火)から10月14日(木)まで 7日間

4 内容及び時間

テーマ「令和3年度議会報告・意見交換会 ～市民の声が反映できるまちを目指して～」

※次の【案1】～【案3】とも人数は会場定員以下、ソーシャルディスタンスを確保する

【案1】分科会のみ開催する(全体会で行う内容も分科会の中で行う)(75分)

会議／時間	内容
分科会 19:00-20:15 [75分間]	開会のことば〔広報広聴委員〕(1分) 〔進行：広報広聴委員〕 議長(又は副議長若しくは広報広聴委員長)挨拶(2分) 常任委員長挨拶(2分) 常任委員会報告〔各常任委員長〕(6分) 〔進行：常任委員会副委員長〕 (前年度の議会報告・意見交換会で出された意見の経過及び結果報告他+分科会の説明) 分科会ごとの意見交換会(60分) 〔進行：常任委員会副委員長〕
	第1分科会(総務委員会)テーマ案 「近年多発する豪雨災害、30年以内に発生するとされる大規模地震 に対し地域自主防災体制は維持できるか」
	第2分科会(社会文教委員会)テーマ案 「少子化時代の学校や教育について考える」
	第3分科会(産業建設委員会)テーマ案 「コロナ収束後を見据え、飯田への人の流れを作るためには」
	〔進行：広報広聴委員〕 まちづくり委員会代表挨拶(感想、ご意見等)(2分) 謝辞〔各常任委員長〕(1分) 閉会のことば〔広報広聴委員〕(1分)

【案2】全体会及び分科会を開催する。(75分)

会議／時間	内容
全体会 19:00-19:05 [5分間]	※ 総合進行〔広報広聴副委員長〕 開会のことば〔副議長〕(1分) 議長挨拶〔議長〕(4分) 全体会終了後、分科会会場に移動
分科会 19:10~20:20 [70分間]	※ 各常任委員会により進行 常任委員会報告〔各常任委員長〕(6分) (前年度の議会報告・意見交換会で出された意見の経過及び結果報告他+分科会の説明) 分科会ごとの意見交換会(60分) 謝辞〔各常任委員長〕(3分) 閉会のことば〔各常任副委員長〕(1分)

【案3】 全体会①、分科会及び全体会②を開催する。(120分)

会議/時間	内 容
全体会① 19:00-19:25 〔25分間〕	※ 総合進行〔広報広聴副委員長〕 開会のことば〔副議長〕(1分) 議長挨拶〔議長〕(3分) 議会の取り組みの説明〔広報広聴委員長〕(3分) 常任委員会報告〔各常任委員長〕(6分×3) <u>(前年度の議会報告・意見交換会が出された意見の経過及び結果報告他+分科会の説明)</u> 全体会終了後、分科会会場に移動
分科会 19:30-20:45 〔75分間〕	◎分科会の進め方について ※ 広報広聴委員会の方向性を委員長会に諮り調整を進めていきたい。 時間配分は分科会ごと。正副委員長にお任せする。 分科会ごとの意見交換会 … 75分程度 ・テーマに基づく意見交換 分科会終了後、全体会会場へ移動
全体会② 20:50-21:00 〔10分間〕	まちづくり委員会代表挨拶(感想、ご意見等)(3分) 分科会の概要〔各常任委員長〕(1.5分×3) 謝辞〔議長〕(2分) 閉会のことば〔副議長〕(0.5分)

5 開催日及び会場

ブロック	地 区	開催日	会 場
遠 山	上村 南信濃	10月5日(火)	上村コミュニティセンター
中 部	松尾 鼎	10月6日(水)	鼎公民館
西 部	山本 伊賀良	10月7日(木)	伊賀良公民館
北 部	座光寺 上郷	10月8日(金)	上郷公民館
南 部	竜丘 川路 三穂	10月12日(火)	竜丘公民館
竜 東	下久堅 上久堅 千代 龍江	10月13日(水)	下久堅公民館
飯田5地区	橋北 橋南 羽場 丸山 東野	10月14日(木)	文化会館

6 当日の役割分担(記録係の担当ブロックは委員会で調整)

分科会	担 当 議 員	
第1分科会 〔総務委員会〕	説明	(委員長) 熊谷 泰人
	進行	(副委員長) 原 和世
	記録	小平 彰()、西森 六三()、宮脇 邦彦()、 筒井 誠逸()、古川 仁()、新井 信一郎()
第2分科会 〔社会文教委員会〕	説明	(委員長) 木下 徳康
	進行	(副委員長) 岡田 倫英
	記録	関島 百合()、福澤 克憲()、小林 真一()、 佐々木 博子()、山崎 昌伸()
第3分科会 〔産業建設委員会〕	説明	(委員長) 竹村 圭史
	進行	(副委員長) 清水 優一郎
	記録	下平 恒男()、橋爪 重人()、市瀬 芳明()、 清水 勇()、永井 一英()

- (1) 会場への集合時間は原則18時とし、会場準備を行う。議会常任委員会で事前に会議や準備をする場合は、準備終了後に短時間で行うこととする。
- (2) 会場準備は、受付設営、看板の掲示、机椅子の配置、分科会の案内表示等を行うとともに、受付時には、受付簿の記載、資料及びアンケートの配布などを協力して行う。
- (3) 分科会における「説明」は議会常任委員会の委員長が、「進行」は副委員長が担当し、「記録係」は委員会毎に担当ブロックを分担する。
- (4) 記録の担当の議員は、市民から出された意見、要望、提言などの要点を箇条書きで記録するとともに、報告会終了後一週間以内に「議会報告・意見交換会記録書」を事務局へ提出する。
- (5) 分科会における意見交換会用の資料は、当該常任委員会の判断で、当日配布する。

7 市民から出された意見等への対応と取扱い

- (1) 二元代表制としての議会の役割を発揮できるように心がける。
- (2) 受付時に資料とともにアンケートを配布し、後日集計を行いまちづくり委員会に報告する。
- (3) 分科会では、議会常任委員会ごと活動報告を行い、内容に対する意見や要望を聴く。
- (4) 議会常任委員会における「調査・研究」の経過報告については、議会報告・意見交換会における委員会活動報告の中で行う。
- (5) 分科会における意見交換会は、結論を出す場ではなく、課題等を共有する場と位置づけ、意見、感想等を聴く。
- (6) 市の執行機関に対する質疑については、基本的には聞き置き、要望や意見については執行機関に伝えることとする。
- (7) 議会に対する質問については、可能な限り議会として責任を持って回答する。また、議会に対する意見及び要望は全ブロック取りまとめ、後日、まちづくり委員会へ報告する。
- (8) 議会としてこれまでに議決した案件や確認してきている事項等については、会派や議員個人の見解は避け、議会を構成する一員として良識ある言動に努めるものとする。
- (9) 意見交換会における意見等の中から「問題発見」を行い、所管の議会常任委員会において、特に取り上げて解決すべきものや実現すべき問題を「課題設定」する。その上で、「調査・研究」の対象としたものについては、「問題分析」をして政策立案につなげる。
- (10) 課題設定をした意見等の中で、調査及び研究は行わないものの、「引き続き、情報収集に努める」としたものについては、行政評価の評価対象として組み入れる。
- (11) 市民から出された意見、要望、提言等のその後の取扱結果については、各まちづくり委員会へ報告し情報の共有化を図っていく。

8 分科会への出席の目安（一昨年度までの参考）

- (1) 第1分科会（総務委員会）

所管部署	分野	まちづくり委員会・団体等（目安）
○総務部 ○総合政策部	○地域自治	○自治・地域振興関係委員会
○市民協働環境部	○男女共同参画	○生活安全関係委員会
○危機管理室	○環境 ○防災	○飯田市消防団
○選挙管理委員会	○交通安全 ○選挙	○赤十字奉仕団
○監査委員		○環境関係委員会など

(2) 第2分科会 (社会文教委員会)

所管部署	分野	まちづくり委員会・団体等 (目安)
○健康福祉部 ○病院事業 ○教育委員会	○保健 ○福祉 ○介護 ○医療 ○学校教育 ○公民館	○健康福祉関係委員会 ○民生児童委員 ○福祉関係団体 ○公民館 ○小中学校PTA ○青少年健全育成関係委員会 ○保育園・認定こども園保護者会など

(3) 第3分科会 (産業建設委員会)

所管部署	分野	まちづくり委員会・団体等 (目安)
○リニア推進部 ○産業経済部 ○建設部 ○上下水道局 ○水道局 ○農業委員会	○リニア中央新幹線 ○産業振興 ○労政 ○農業 ○林業 ○商業 ○工業 ○市街地活性化 ○観光 ○土木 ○建設 ○都市計画 ○公園管理・道路愛護 ○上下水道	○自治・地域振興・産業・建設関係委員会 ○財産区など

9 当日の準備品

レジュメ、配布資料、アンケート、受付簿、次第書、看板、筆記用具、カメラ、ICレコーダー、名札、問答例など (※ 分科会配布資料は各担当により準備)
非接触式体温計、マスク、アルコール消毒液、清掃用アルコール、ぞうきん

10 その他

- (1) まちづくり委員会以外の各種団体に向けた参加は、各常任委員会が依頼する。
飯田市女性団体連絡協議会、飯田市消防団、市内小・中学校PTA、市内保育園・認定こども園保護者会、飯田市勤労者協議会、飯田市赤十字奉仕団 (参加者数が少ない女性や若い世代・子育て世代に向けた取り組み)
- (2) 議会報告・意見交換会の周知のためのブロック別チラシの作成と組合回覧は行わない。
- (3) 議員による議会報告・意見交換会開催のチラシの配布は行わない。
- (4) 議会報告・意見交換会用の資料は別途作成し、当日、参加者へ配布する。
- (5) 市議会ホームページに、分科会意見交換会のテーマに関する資料等を事前に掲載する。
ただし、「議会報告・意見交換会当日の参加者数により、入場を制限する場合があること」を併記しておく。
- (6) 分科会の参加人数のバランスについては、自治振興センターの所長と調整し配慮する。
(まちづくり委員会を通じて出席してもらおう方について願います。)
- (7) 議会報告・意見交換会終了後は、議会常任委員会で議会報告・意見交換会の反省及び総括を行うとともに、各分科会での意見や参加者アンケートを踏まえ、本年度内に次年度の開催方針を決定する。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策として以下の対応を行う。
マスクの着用、受付前のアルコール消毒、検温及び記録、換気、終了後の消毒など
- (9) 新型コロナウイルス感染症について、南信州圏域が長野県の定める警戒レベル4以上となった場合は中止とする。